

虐待防止のための指針

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会

1 基本的な考え方

社会福祉法人西尾市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、社協が実施する事業利用者（以下「利用者」という。）への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、利用者の安全と人権の擁護及び職員の虐待防止を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 心理的虐待

利用者に対して脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(3) 性的虐待

利用者に関係のない行為をすること。又は利用者に関係のない行為をさせること。

(4) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、または利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止委員会の設置

(1) 社協は、利用者の安全と人権の擁護及び職員の虐待防止としての適切な対応することを目的に「虐待防止委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止責任者を定める。また所掌事務に関することについて必要な調査を行うため、社協の各事業等の代表者とし、「虐待防止マネージャー」を置く。

(2) 委員会の委員は、社協福祉サービスに関する苦情解決規程第6条に規定する第三者委員、福祉関係者及び職員等10名以内で構成する。

(3) 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(4) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

(5) 委員会は、委員長が招集する。

(6) 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

ア 虐待防止のための計画づくりに関すること。

イ 虐待防止のチェックとモニタリングに関すること。

ウ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討に関すること。

エ その他必要と認められる事項

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 定期的な研修（年1回以上）及び新規採用時には必ず研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、実施内容、資料、出席者名簿等を記録し、文書管理規程に基づき保存管理する。
- (4) 職員研修の際はチェックリストによる職員の自己点検を行う。
- (5) 研修内容の周知徹底を図るために参加率向上に努める。
- (6) 研修欠席者に対しては、「虐待防止マネージャー」から研修内容を伝達する。

5 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待等の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- (2) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、「虐待防止マネージャー」に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内における虐待等は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待等の早期発見に努めなければならない。
- (4) 事業所内において虐待等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。なお社協の虐待防止に係る組織は、別表1のとおりとする。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、関係窓口を案内する等の支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、「虐待防止マネージャー」は受け付けた内容を虐待防止責任者へ報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不

利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 相談受付後の対応は、「6 虐待等が発生した場合の相談報告体制」によるものとする。

(4) 対応の結果は相談者に報告する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

利用者及びその家族、職員をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付ける。また、社協ホームページにも公開する。

(<https://nishio-shakyo.sakura.ne.jp>)

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和5年10月1日から施行する。